

国自貨第 1 0 5 号
平成 1 5 年 2 月 14 日
一部改正 令和 7 年 4 月 1 8 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物流・自動車局長

一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における許可の
取扱いについて

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が破産又は所在不明により、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）が長期にわたり休止状態にある場合における事業の許可の取扱いについて、下記のとおり定めたので、了知のうえ、平成 1 5 年 4 月 1 日以降、本取扱いにより事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、「貨物自動車運送事業の所在不明事業者等の取扱いについて」（昭和 5 2 年 1 1 月 1 4 日付け自貨第 1 3 3 号）は、本年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

記

1 破産の場合

- (1) 事業者が、破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）第 1 2 6 条の規定により破産宣告を受けたときは、速やかに同法第 1 5 7 条の破産管財人に貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 3 2 条の事業の休止又は廃止の届出をさせるものとする。
- (2) 事業の休止若しくは廃止の届出を行わない場合又は事業の休止予定期間として届け出た期間を経過しても事業を再開しない場合、法第 6 0 条第 4 項の規定により事業場等への立入検査を行い、事業が再開される見込みがないと認められるときは、法第 3 3 条第 1 号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。

2 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑い

のある事業者については、必要に応じて法第60条第4項の規定による事業場等への立入検査等を行い、一定の期間事業を行っていないと認められるときは、法第33条第1号に該当するものとして、許可の取消しを行うことができる。

附 則（令和7年4月18日付け国自貨第31号）

この通達は、令和7年5月1日から施行するものとする。